

## 新型コロナウイルスへの対応に関する州知事の行政命令(6月3日付)

●6月3日、デサンティス・フロリダ州知事は、新型コロナウイルスへの対応におけるフロリダ州再開の第二段階へ移行すると新たな行政命令(Executive Order)を発出しました。

●第二段階ではレストランやバー、映画館や劇場等の娯楽施設等の営業規制がある程度緩和されます。ただし、南フロリダ(マイアミデード郡、ブロード郡、パームビーチ郡)はこの緩和から除外されています。

●当該行政命令の概要は以下のとおりですので、在留邦人の皆様はその指示にしたがって行動するようにお願いします。詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

[https://www.flgov.com/wp-content/uploads/orders/2020/EO\\_20-139.pdf](https://www.flgov.com/wp-content/uploads/orders/2020/EO_20-139.pdf)

### 【行政命令の概要】

#### 1 再開第二段階

(1)行政命令(再開の第一段階)等(4月30日付及び5月12日付領事メール参照)を下記の修正を加えて拡大する。

(2)マイアミデード郡、ブロード郡及びパームビーチ郡においては、商業活動(の緩和)は各郡長等の書面による要請に基づき検討される。

#### 2 責任のある個人の行動

フロリダ州内の全ての者は、米国疾病予防センター(CDC)及び労働安全健康局(OSHA)が定めた適切な社会的距離及び安全の諸規範に従うことが推奨される。これらの諸規範及び次の規範は指針であって、州の法執行機関によって執行されることはない。

(1)高齢者(注:65歳以上)及び重大な基礎疾患を抱える個人は、混雑を避け、新型コロナウイルスの感染リスクを抑制する対策を講じることが強く推奨される。

(2)フロリダ州内の全ての者は、50人を超える集団で集まることを避けることが推奨される。

(3)介護施設で働く全ての者は、定期的に新型コロナウイルスの検査を受けるべきである。

(4)ジム、フィットネスセンターを含む店舗小売業者は、適切な社会的距離及び衛生規範を維持するべきである。

#### 3 フロリダ州を訪れる特定の個人旅行者に対する追加要件

行政命令20-80(感染状況が深刻な地域からフロリダ州を訪れる全ての個人に対する空港検疫及び14日間の隔離措置を定めたもの)及び行政命令

20-82(感染状況が深刻な地域からフロリダ州を訪れた全ての個人に対して過去21日間に物理的な接触のあった者を通知することを要求するもの)は、商業活動に従事している者及び学術活動、インターンシップ、スポーツ訓練及びその他教育機関が承認した活動ないしプログラムに参加するために来訪する学生を除いて延長される。

#### 4 商業活動

(1) レストラン及びその他施設、バー及びその他施設内で消費するアルコール飲料の販売資格を有する事業者は、屋内の客数を定員の50%以下に抑えて営業することができる。バーエリアは、座席があれば営業することができる。加えて、屋外席は適切な社会的距離を保つことで利用が認められる。他方、ナイトクラブには適用されない。

(2) 映画館、コンサートハウス、公会堂、劇場、ボーリング場、ゲームセンター等の娯楽施設は、屋内の客数を定員の50%以下に抑え、適切な社会的距離を保ち、適切な消毒を行うことで営業することができる。

(3) 競馬場等は、郡長からの書面の要求に応じるなどにより営業することができる。

(4) 入れ墨、ピアス、鍼、日焼け、マッサージ等の個人サービスは、フロリダ州保健庁が定める適切な安全指針の下で営業することができる。

5 本命令に違反した場合、60日以下の拘留または500ドル以下の罰金、もしくはその両方が課される。

6 本命令は6月5日に発効する。

(参考)4月30日付領事メール

<https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/files/100050936.pdf>

5月12日付領事メール

<https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/files/100050936.pdf>

#### 【お願い】

○当館領事窓口(旅券申請、証明業務他)は引き続き通常どおり開いていますが、利用者の皆様の感染リスクを少しでも減らすためにも、風邪の症状等が認められるなど体調が優れない方は来館を控えていただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

現在の領事窓口のご利用にあたりましては、以下をご参照下さい。

「新型コロナウイルス流行下の領事業務の取り扱い」

<https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/files/100059445.pdf>

○在留邦人の方が新型コロナウイルスに罹患して入院されたといった情報があれば、お手数ですが、当館までご一報ください。なお、感染については以下も参考になさってください。

「感染を予防するには」:

<https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/files/100039569.pdf>

「感染が疑われる場合には」:

<https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/files/100044627.pdf>

○新型コロナウイルスについては、当館HPや過去の領事メールもご確認ください。なお、当館HPでは、フロリダ州の感染状況、日本に帰国する際に注意すべきことなども紹介しています。

当館HP:

[https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

領事メール:

[https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/list\\_ryojimail.html](https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/list_ryojimail.html)

○このメールの送信アドレスは送信専用です。

○このメールは在留届・メールマガジン・たびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

○「たびレジ」簡易登録をした方でメールの配信を停止したい方は、以下のURL から停止手続きをお願いします。

URL: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

\*\*\*\*\*

**【在マイアミ日本国総領事館】**

Consulate General of Japan in Miami

80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL 33130

電話: 305-530-9090 FAX: 305-530-0950

代表 HP: <http://www.miami.us.emb-japan.go.jp>

\*\*\*\*\*